

# 母と子どものしあわせのために 児童扶養手当制度の案内

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童が育てられている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母や母にかわってその児童を養育している人に支給されます。父と生計を同じくしていても、父の心身に一定の障害がある場合には支給されます。

## 受給資格者

次のいずれかに該当する 18 歳未満に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある（心身に一定の障害があるときは 20 歳未満）児童を監護している母又は母にかわってその児童を養育している人。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父が死亡した児童
- (3) 父が一定の障害の状態にある児童
- (4) 父の生死が明らかでない児童
- (5) 父が引き続き 1 年以上遺棄している児童
- (6) 父が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- (7) 母が婚姻によらないで生まれた児童（未婚の母の子）
- (8) 孤児などで、父母がいるのか否か不明の児童

## ◎次のような場合は手当は支給されません

- (1) 手当を受けようとする人、対象となる児童が日本に住所を有しない場合
- (2) 対象となる児童が父又は母の死亡について支給される公的年金をうけることができる場合
- (3) 対象となる児童が父もしくは母の死亡について労働基準法の規定による遺族補償を受けることができる場合
- (4) 対象となる児童が父に支給にされる公的年金給付の加算の対象となっている場合
- (5) 対象となる児童が里親に委託されている場合
- (6) 対象となる児童が児童福祉施設（保育所・通園施設を除く）などに入所している場合
- (7) 父と生計を同じくしている場合（ただし、父が障がい該当の場合は除く）
- (8) 対象となる児童が母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む）に養育されている場合
- (9) 母又は母にかわってその児童を養育している人が、公的年金を受けることができる場合や、児童の父又は母の死亡に伴い支給される遺族補償を受けることができる場合

# 障害のあるお子さんのために 特別児童扶養手当制度の案内

特別児童扶養手当は、身体または精神に障害のある児童を監護又は養育している人に支給されます。

## 受給資格者

身体又は精神に中度または重度の障害（政令別表第 3 に該当）を有する 20 歳未満の児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している人。

## ◎次のような場合は手当は支給されません

- (1) 手当を受けようとする人、対象となる児童が日本に住所を有しない場合
- (2) 児童が肢体不自由施設や知的障害児施設などの施設に入所している場合
- (3) 児童が障害を理由として厚生年金などの公的年金を受けることができる場合

### 【 1 級 】

### 障害の種類と程度（政令別表第 3）

### 【 2 級 】

- (1) 両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが 100 デジベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
- (10) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
- (11) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

- (1) 両眼の視力の和が 0.08 以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが 90 デジベル以上のもの
- (3) 平衡機能に著しい障害を有するもの
- (4) 咀嚼の機能を欠くもの
- (5) 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- (7) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- (8) 1 上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (9) 1 上肢のすべての指を欠くもの
- (10) 1 上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (11) 両下肢のすべての指を欠くもの
- (12) 1 下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (13) 1 下肢を足関節以上で欠くもの
- (14) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも
- (16) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
- (17) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

【 備 考 】 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

■お問い合わせ 町民課福祉環境グループ ☎ 27 - 2115

## 建設グループ

**町では大地震に備えて  
木造住宅の「耐震診  
断」・「耐震改修」を支  
援します!!**

大地震から大切なわが家と家族を守り、安全な居住環境の確保・向上と震災に強いまちづくりを推進するため、「広野町耐震改修促進計画」を策定し、耐震強度が不足している木造住宅の耐震診断・改修を支援する補助制度を5月から実施します。

尚、「広野町耐震改修促進計画」は建設課建設グループで縦覧できます。

### 木造住宅耐震診断者派遣事業

※建築士を派遣して耐震診断をする事業です。

●対象となる住宅は、広野町に存し左記の要件にすべて該当するものとなります。

- (1)所有者が自ら居住する住宅
- (2)併用住宅の場合は住宅に供する面積が1/2以上のもの
- (3)昭和56年以前に建てられた住宅
- (4)在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅
- (5)町税、分担金、負担金、使用料等を滞納していないもの
- (6)過去に町からの診断派遣を受けていない住宅

### ●耐震診断費用負担

一律6,000円を個人で負担していただきます。

その他は床面積等にかかわらず町が国県の補助を受け負担します。



## 美しい川をつくりました クリーンアップ作戦を実施します

美しい環境を守り、生活に潤いと安らぎを与える美しい川づくりの一環としてクリーンアップ作戦（河川美化作業）を実施します。町民の皆さんの参加、ご協力をよろしくお願いいたします。

- ◆実施時期 平成21年6月14日（日）（小雨決行）  
（雨天延期のとき6月21日）  
午前8時～10時（集合時間午前7時45分）
- ◆実施場所 折木川、浅見川、北迫川、浅見川海岸、北釜海岸、西の沢溜め池

※なお、集合場所等詳細は、  
■お問い合わせ 建設課建設グループ ☎27-4161

### 【耐震診断実施例】

耐震診断費用  
126,000円の場合Ⅱ  
120,000円（町負担）+  
6,000円（個人負担）

### ●診断方法

町に診断者派遣の申請をすると町が委託した建築士を派遣して診断を行います。

個人が直接委託できません。尚、診断結果は町から通知します。

### ●木造住宅耐震改修支援事業

●対象となる住宅は、広野町に存し左記の要件にすべて該当するものとなります。

- (1)前記木造住宅耐震診断者派遣事業の対象要件(1)～(5)に準ずる
- (2)所定の要領により耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの
- (3)年度内に耐震改修工事が完了するもの

### ●耐震改修補助

耐震改修工事に要する費用の2/3以内かつ600,000円以内の額を補助します。

ただし工事により規定の耐震基準に適合したものに限り、※リホーム費用は補助対象外

### 【耐震改修工事実施例】

耐震改修工事費用  
900,000円の場合Ⅱ  
600,000円（町補助）+  
300,000円（個人負担）

### ◆受付期間

5月1日～6月30日（客事業共通）

### ◆受付場所

建設課建設グループ

### ◆申込方法

所定の申込書により、まず左記担当までお気軽にご相談ください。

### ■建設課建設グループ

☎27-4161

## 産業グループ

### 防霜対策本部設置

農作物の凍霜害を未然に防ぐため、4月3日、役場内に防霜対策本部を設置しました。設置期間は5月31日までとし、その間、農家のみなさんや関係団体と連絡調整を図り、情報の収集・伝達、資材確保に努めます。

### ■建設課産業グループ

☎27-4163



## 福祉環境グループ

犬やネコも家族の一員です  
最後まで愛情をもって  
飼いましょう。

登録と狂犬病の予防注射はお済みですか？

犬を飼ったら登録しましょう。

犬の飼い主は毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせましょう。



## 「しつけ」をしようか？

深夜や早朝の「無駄吠え」は、近所に大変迷惑となります。犬に対して「しつけ」をすることは、人と犬が共生する上で大切なことです。

相双保健福祉事務所では「飼い犬のしつけ方教室」を実施しております。

### ■相双保健福祉事務所

☎0244-2611358

### ■フンの後始末はしてありますか？

飼犬のフンの処理に対する苦情が多くなっております。

散歩の際には、ビニール袋を持参するなど、飼い主が責任をもって持ち帰りましょう。

ネコの「室内飼い」をすすめています！

近年、ネコの放し飼いや尿に対する被害が多く寄せられております。周辺の生活環境に合った適切な飼い方でネコを飼っていない家庭に迷惑を及ぼさないようしましょう。

また感染症・交通事故の防止のため飼い主の皆様にはネコの「屋内飼い」をお願いいたします。



## 児童手当を受給されている方へ

6月中に現況届の提出があり、まだ忘れずに提出するようお願いいたします。なお、現況届の提出がない場合は児童手当の支給停止となりますので、ご注意ください。申請書は5月末に送付予定です。

### ■町民課福祉環境グループ

☎27-2115